

2025年度事業計画

・はじめに

(公財)新潟ろうきん福祉財団(以下「当財団」という)は、2021年4月1日に公益財団法人に移行して公益法人としての事業を開始し、2022年度からはこれまでの事業を3つに整理して事業を行ってきました。また、2024年度には、今までの事業を整理・統合・抽出する形で向こう5年間の「ろうきん財団中期計画2025(以下「中期計画」という)」を策定しました。この中期計画の1年目の計画として、「2025年度事業計画」を立案しています。2025年度は、高校奨学金事業の募集人数拡大や、新たな助成事業を創出するほか、当財団としての会報誌を発行するなど、本格的な寄付体制の構築に向けて準備を進めることとします。なお、中期計画では、これまで3事業8項目としていた事業について、各事業に設けていた調査研究事業を独立事業させることなどの整理を行い、4事業5項目に変更しました。これに伴い、2024年11月に新潟県公益認定等審議会から変更申請の認可を受けています。これらを踏まえて、公益財団法人として、引き続き、適切なガバナンス体制およびコンプライアンス体制を構築して事業運営を行います。

・事業運営の基本的な考え方

- (1) 県内勤労者の福祉向上・生活向上を実現する
- (2) 新潟県内の労働組合、協同組合、NPO団体、福祉団体等の非営利セクター(ソーシャルセクター)をつなげ、潤滑油の機能を果たす
- (3) 新潟県内の市民活動を資金面から支え、社会課題を解決する
- (4) 新潟労金役職員の誇りと言える存在になる

「ろうきん財団中期計画2025」で定めた上記の考え方を基本に事業を行います。

・具体的な事業計画

これまで3事業に区分して事業を行ってきましたが、各事業に組み込んでいた調査研究事業を独立した項目として4事業とするほか、内訳事業の廃止や名称変更などの整理を行いました。

1. 県民・勤労者の福祉・文化向上に関する事業

様々な職業や働き方で働く勤労者が集い、県民・勤労者の暮らしに関わる諸問題を共有して、福祉向上と安心・安全な暮らしづくりをはかる運動を推進するために、県民・勤労者の福祉・文化向上に関する事業として、セミナー等開催事業および人材育成支援事業を実施します。県労福協の掲げる安心・共生の福祉社会実現に向けて、県労福協および各地区労福協との連携体制をより強化し、暮らしやすい、住みやすい地域社会をめざして事業を進めることとします。

(1) セミナー等開催事業

2025ワーク＆ライフセミナーの開催

各地区労福協と連携して、地域の課題解決や地域団体等の連帯形成をめざして「ワーク＆ライフセミナー」を開催します。また、県内各地の活動に温度差があることから、さらに地域活動を活性化させるため、全県的な交流の場を準備することとします。全県の勤労者を対象とするような大きな事業は行わず、今後は、各地区労福協が中心となって、「ワーク＆ライフセミナー」を開催していくことが確認されています。各地区で地域の課題解決を念頭にテーマ設定することとし、エリア内の中間支援組織やNPO団体等と連携してセミナーが開催できるよう支援します。県労福協と連携して地区労福協にテーマの素材を提供することや、同一テーマによる県内連続セミナーの企画、またはセミナーの複数開催など、新たな開催形態も含めて事業を推進します。また、当財団としてもより活動の充実化をはかるため、専担者を継続配置して地域運動をサポートします。

2025地域活動交流集会の開催

各地区の運動交流をはかり、先進的な取組事例を共有化して、さらに地域の勤労者福祉運動を進めるため、「2025地域活動交流集会」を県労福協と連携して開催します。集会では、先進的な活動事例を全県で共有するなど、各地区労福協役員を中心に参加を募り、地域活動の底上げがはかられるような運動を展開します。

文化講演会

広く県民・勤労者の文化・教養の向上に寄与することを目的に、地方都市を主軸として文化講演会を開催することとしており、2025年度については、村上地区での開催を計画します。なお、今後の文化講演会のあり方については、引き続き、新潟ろうきんと検討していくこととします。

(2) 人材育成支援事業

今後の地域社会の活性化や市民活動支援のためには、自発的に活動を企画する人材、または積極的に関与する人材が必要です。これまで実施してきた事業も含めて人材育成支援事業として整理しました。

にいがた福祉リーダー塾

これから的新潟県内における勤労者福祉運動の担い手を育成するために県労福協と連携して、毎年度、「にいがた福祉リーダー塾」を開催しています。2025年度も20名の参加者を募集します。従来と同じ前期2日の日程のほか、研修内容を体験できるよう新たに後期1日の日程を設けることとします。内容は、一流講師陣を招いての学習のほか、ワークショップ形式中心で実施し、参加者の意識が高まり、行動変

容するような講座をめざします。また、塾生同士の交流が深まるような企画を検討します。

コーディネーター養成講座

地域づくりを中心に、団体運営の基本やステークホルダーとの調整など、役職員のコーディネート技術向上をはかるため、「コーディネーター養成講座」を開催します。助成団体の参加費を無料として参加意欲を高めるほか、参加者同士のネットワーク形成をはかります。なお、開催形式は新型コロナ感染防止に留意しつつも、委託団体と協議して進めます。

NPO役職員研修補助

当財団が認めた研修講座に、NPO団体等の役職員が参加する場合の費用を当財団が一部補助する制度を構築することで、県内活動家の育成に寄与し、ネットワークを強化します。

大学等連携事業

大学などから演習講座やインターン等の受け入れ要望があった場合は、積極的に対応し、大学生を含む若い人たちの市民活動参画意識を高めます。

2. 市民活動団体助成事業

これまでの2つの助成事業を統合して2022年度から開始した「NPO等地域活動団体助成事業」については、2024年度で実施後3年を経過しました。この間、申請団体数が減少しているほか、事業の実施が不十分等の理由により、返還金も増加するなどいくつかの課題が見えてきました。これらを踏まえて、募集要項の見直しを行うこととしました。また、助成制度の名称も、NPO法人以外の団体も応募が可能であることを、より明確に示すため「市民活動団体助成事業」に変更することとしました。関連して、資金助成以外の伴走支援制度も充実させることとします。なお、これまで内訳項目としていた「休眠預金活用助成事業」については、今後も休眠預金事業に応募するか否かは未定であるものの、市民活動団体に助成することには変わりがないことから、項目としては廃止し、市民活動団体助成事業の項目に含めることとします。

(1) 市民活動団体助成事業

これまでの「NPO等地域活動団体助成事業」を「市民活動団体助成事業」に名称変更して、伴走支援の制度も充実させながら、事業を継続実施します。

市民活動団体助成事業

今年度も3つに区分した助成コース（Aコース：スタート部門、Bコース：ステップアップ部門、Cコース：組織基盤強化部門）で公募による募集を行います。応募団

体数が減少していることなどを踏まえて、助成率を80%から100%に変更するほか、計算根拠を示したうえで20%まで人件費支出を認めることとしました。なお、法人格のない任意団体についてはAコース(スタート部門)のみに、限定することとします。融資利用しているNPO法人を対象とする利子の特別助成も継続します。新しく助成金を受領した団体の事務等がスムースに行えるよう「助成金の手引き」の充実をはかることや、事務局による事務指導のための現地視察のほか、選考委員による現地視察やパートナーへの相談など伴走支援の制度も充実させ、申請事業の遂行に協力することとします。また、成果報告会を公開で開催します。

社会課題解決支援事業

本事業は中間支援組織の活性化とレベルアップをはかることで県内市民活動の向上に寄与するため、2024年度に試行的に開始し、中間支援組織が地域内のNPO団体等と連携して社会課題の解決に向けて実施する事業として、2団体を選任して実施してきました。事業の対象テーマは、2022年度に休眠預金事業に申請した「子ども・若者支援」です。2025年度も2団体による事業を継続するとともに、非公募による実施団体の拡大を目指しますが、県内の中間支援組織の実情に差があることや、中間支援の担い手が多様化している現状を踏まえ、事業内容の見直しをはかっていきます。

地域づくりセミナー（助成団体研修会）

助成団体の事業進捗状況等を確認するため、助成団体による中間報告会を兼ねた研修会を「地域づくりセミナー」の名称で、11月頃、開催します。助成団体の事業遂行を支援する観点から参加を義務付けることとします。また、参加団体同士の連携やコラボレーション等が可能となるような交流を企画します。

パートナー無料相談サービス

助成団体の相談や悩み事に答えられるよう各分野の専門家や活動家を「パートナー」として登録する制度を立ち上げており、相談費用を一部、当財団が負担する「パートナー無料相談サービス」を2024年度から実施しています。この制度を助成団体に周知し、積極利用を促進します。

オンラインセミナー

「市民活動団体助成事業」の周知を兼ねた研修会（新潟旬塾）や、パートナーを講師としたオンラインセミナーを公開方式で年間、複数回開催します。

加えて、これまで行ってきた「新潟いのちの電話」に対しては、自殺防止の最後の砦

としての重要性やボランティアで運営されていることを踏まえ、例年通りの助成を行うこととします。

3. 奨学金事業

(1) 奨学金事業

家計の都合から高等学校や大学の就学に必要な資金の支弁が困難と認められる家庭を支援することで、子どもたちの就学と健全な育成をはかることを目的に、奨学金事業を実施します。高校生に対する奨学金は返還を求めない給付型で実施していますが、県労福協が取組んだ寄付金をもとに、2023年度・2024年度と募集人員を100人に拡大して募集しましたが、ひとり親家庭を中心に多数の応募があり、一層、厳しい家庭状況が明らかになりました。この状況を踏まえ、新潟労金から定期預金件数に応じた寄付金の申し込みも受けていることを踏まえ、さらなる制度改定を行い、2025年度から対象となる奨学生を拡大します。また、大学生については、以前実施していた半額給付半額貸与の奨学金交付をすでに終了しており、引き続き返還管理だけを行うこととします。

高校奨学金給付事業

2023年度から採用人数を上限100名に拡大して募集しましたが、応募人数が多く、結果として多くの人に不採用通知を発出することとなってしまいました。また、採用される両親の年収水準も極めて低い金額になっています。また、新潟県労働金庫から定期預金の新規作成件数に応じて奨学金に限定した寄付金を交付する旨の申し出を受けていることもあり、採用人数を拡大するよう制度の見直しを行うこととしました。今次、制度改定では、募集条件 = 採用条件とするように考え方を改め、応募基準内で応募してもらった申請者を全員採用するよう制度改定を行います。あわせて、必要書類としている前年度の収入証明が確実に添付できるよう募集時期を2カ月ほど遅らせることといたしました。従って、これまで、全中学校にお願いして、新高校1年生となる中学3年生の家庭にチラシを配付してきましたが、これを取りやめ、新高校1年生に配付するように周知方法を変更します。なお、制度の概要は以下の通りです。

- ア) 月額1万円を給付（年1回給付、最高36万円／3年間）します。
- イ) 募集対象は高等学校1年生のみとし、募集要件を満たす申込者を全員採用することとし、上限はもうけません。募集時期は6月16日～7月15日を予定します。
- ウ) 募集要件となる両親の前年度年収については、給与収入の場合は収入180万円以内、営業所得の場合は所得50万円以内とします。
- エ) 申請書類は、奨学生願書兼学校長の推薦書、保護者の所得証明書類とします。

また、引き続き、より良い奨学金制度を運営するために3年間の給付が完了した奨学生および保護者宛にアンケートを実施します。

成果報告会

2023年度から開始した高校奨学生成果報告会（主催は「新潟県奨学金ネットワーク」）を継続して開催します。奨学生である高校生に報告者となるよう要請するほか、成果報告会には寄付者である労働組合役員や関係者に参加を呼びかけます。奨学金問題に対する関心を高め、これから社会を担う若者たちを支援する活動を行います。

大学生に対する奨学金返還事業の実施

大学生に対する奨学金は2017年度から半額給付半額貸与で実施してきましたが、2020年度で支給を終了したため、引き続き返還管理業務のみを行います。

4. 調査研究事業

（1）調査研究事業

2023年度に（公財）助成財団センターに加入したこともあり、当財団にとって今後必要と判断される講座やセミナー等を受講し、役職員のスキルアップをはかります。また、助成財団や奨学金支給団体として期待される社会的役割を果たせるよう、必要なテーマについて調査研究を行うこととします。2025年度は以下のテーマについて調査研究を行います。

奨学金問題

当財団は、新潟県労福協が中心となって取り組んでいる「新潟県奨学金ネットワーク」に参画し、現状の課題や状況分析など社会課題としての奨学金問題について研究を深めることとします。また、家計困難な家庭でも高等教育が必要な状況になっていることを踏まえ、新たな奨学金を含めた制度設計について研究します。

労働者協同組合

労働者協同組合法は2022年10月に施行されました。労働者自身が出資し、経営・労働を行う新たな法人形態です。本法人は地域社会の活性化に向けた、新たな有効手段の一つですが、県内ではまだ認知が不足している状況です。当財団は労働者協同組合推進の連絡会議である「にいがた協同ネット」に会員加入していることもあり、法律の趣旨に則った法人のあり方や活動等について研究を行うこととします。

高齢者支援と遺贈

勤労者福祉を進める立場としては、高齢者支援もさけては通れません。高齢者からニーズの高いセミナー開催とあわせて、遺贈を含む寄付募集の活動について、どのような形態が可能かなどについて、調査研究を行うこととします。関連して、2024年度に引き続き、将来的な遺贈希望者の発掘や、将来不安の解消に向けて高齢者を対象にした「相続・遺言セミナー（仮称）」を複数回、開催します。開催にあたっては、新潟ろうきんシニア俱楽部と連携した対応を検討します。

休眠預金事業の動向把握

休眠預金の資金分配団体に再度チャレンジするかどうかは、今後の検討課題ですが、休眠預金事業には様々な仕組みがあり、参考とすべき事項も多いことから、引き続き調査等を行っていきます。

5. 組織体制強化等の取組み

各種社会課題解決と勤労者福祉運動との連携を進めるため、様々な団体との関係強化をはかるとともに、以下の体制構築に向けた整備や課題への対応を行います。

（1）ガバナンス・コンプライアンス

機関会議の機能充実

公益法人としての法令を遵守し、評議員会・理事会・事業運営会議の機関会議を充実させます。特に助成事業については、助成先が利益相反に該当する事項も想定されるため、適切なルールを定めて対応することとします。また、決算数値の適切性については、会計士から検証してもらうこととしており、それらの事跡についても保存していくこととします。

役員の兼職状況確認

助成財団として利益相反行為に該当するかどうかは重要であり、役員の兼職状況を把握し、助成先として適切かどうか、検証して行くこととします。また、利益相反行為に該当するものの、助成を認める場合には機関手続きや納得性などについて、事跡を残していくこととします。

（2）寄付金募集体制の構築

今後も当財団が事業を継続していくためには、公益財団法人としての特性を生かし、事業内容を社会にきちんと説明していくとともに、広く一般市民から寄付金を募集できる体制づくりが必要となります。寄付金を受領する際に、公益法人として税額控除が可能となるよう体制整備を進めていきます。

税額控除対象法人としての申請

当財団は公益財団法人として、個人から寄付金を受領した場合、所得控除は可能であり、あわせて、2025年1月に新潟県から税額控除に係る証明書が発行され、5年間は税額控除が可能となりました。今後は税額控除が持続できるよう、定期的に寄付金を得るために必要な準備や対応を行います。

情報発信

寄付者と奨学生をつなぐためのツールとして「会報誌『やさしくツナガル』」を発行します。会報誌は年間4号を目途に発行する予定であり、寄付者をはじめ奨学生保護者、また財団の理事監事や選考委員など、関係者に配付して広範なネットワークをつくります。

役職員のスキル向上

各種伴走支援を可能とするよう財団役職員のスキル向上をはかります。資格試験の受験にあたって、研修費用を一部補助します。

(3) 新潟NPO協会の解散に伴う対応について

県域を網羅する中間支援組織として活動してきた「特定非営利活動法人 新潟NPO協会」が、解散を見据えて2025年8月末で事業を停止することになりました。これに伴い、新潟NPO協会と連携して実施してきた各種事業について、整理見直しを行うこととします。

. 2025年度収支予算について

別紙のとおりです。

以上